

東中浜ひばり保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 麦の穂
所 在 地	大阪市福島区玉川 1 丁目 6 番 2 号
電 話 番 号	0 6 - 6 4 4 4 - 1 2 2 5
代表者氏名	理事長 大谷 常一

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	東中浜ひばり保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市城東区東中浜 2 丁目 4 - 3 1
連 絡 先	電話番号：0 6 - 6 9 6 7 - 2 2 8 2 FAX：0 6 - 6 9 6 5 - 2 1 3 0
管 理 者	園長 大谷 常一
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0 歳児 5 人 1 歳児 1 5 人 2 歳児 1 8 人 3 歳児 3 0 人 4 歳児 3 0 人 5 歳児 3 0 人
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 8 5 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 3 1 人 満 1 歳未満の児童 3 人
開 設 年 月 日	平成 2 7 年 4 月 1 日
施設・事業所番号	2710051005108
ホームページ	http://www.muginoho.ed.jp/higashinakahama

3 施設の目的・運営方針

東中浜ひばり保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
	延べ面積	497.02 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	5 室	ひよこ組・はと組（満0・1歳児クラス）、あひる組（満2歳児クラス）、うさぎ組（満3歳児クラス）、きりん組（満4歳児クラス）、ぞう組（満5歳児クラス）
テラス	1	
園庭	1	
調理室	1 室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特別支援保育事業

障がいのある子どももいない子どもも、地域や保育園で育ち合う保育をすすめています。

(3) 地域交流活動

地域の子どもたちを保育園行事などに招待して一緒に楽しんだり、保育園の園庭であそんだりします。

地域の施設との交流があります。

(4) 子育て相談事業

子育ての悩みなど電話で受け付けています。

《受付：月～金 午前10時から午後2時》

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲） 4月1日現在

	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育業務全般	15	7	8	
調理員	昼食、おやつ等の提供	3	1	2	栄養士と兼務

尚、障がい児の子どもさんを受け入れる場合は、必要な加配職員を配置します。
当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）うち7時間45分
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）うち7時間45分
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）うち7時間45分
栄養士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）うち7時間45分
調理員	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）うち7時間45分

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

尚、台風などの自然災害で保育園が休園となる場合については、別途お渡しする「保育園のしおり」をご確認ください。

※8月13・14・15日、1月4日に就労で保育希望の方は、届出により保育を行います。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園にて調理を行います。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 可能な限り、生活に合わせた個別対応を心がけています。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応します。

食物アレルギー対応マニュアルを作成し、それに応じて対応致します。

※ 体調にあわせた食事の提供に努力します。

※ 食物アレルギー等による配慮食の提供については医師の「生活管理指導表」が必要となります。

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入園決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	はやし小児科
医院長名又は医師名	林 敬次
所在地	大阪市城東区永田4丁目6-11 サンパーク1階
電話番号	06-6965-7110

(2) 歯科

医療機関の名称	中川歯科医院
医院長名又は医師名	中川 貴司
所在地	大阪市城東区東中浜3丁目16-24
電話番号	06-6962-5025

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、防火カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 倉本 知佳	
	・ご利用時間 8：30 ～ 18：30	
第三者委員	・電話番号 06－6967－2282	
	F A X 06－6965－2130	
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	寺田 崇雄	電話番号 06－6461－1171
大阪市私立保育園連盟 会長		
大井 崇資	電話番号 06－6920－8817	
	社会福祉法人 麦の穂 監事	

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る意見箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付契約
保険金額	315 円（年額）

※ 詳しくは、別途配付する「独立行政法人日本スポーツ振興センター加入のご案内」をご確認ください。

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	3	3	3
1歳児	12	12	12
2歳児	18	17	18
3歳児	28	27	24
4歳児	28	26	27
5歳児	26	27	26

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	実施予定	平成28年3月14日
自己評価の実施状況	実施予定	月1回 全体2月

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
送迎	当園への自動車での通園は原則認められません。

※園児の接遇に関しては、お渡ししている「保育のしおり」をご覧ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
2号認定を受けたこどもに係る給食費		月額 7,000円 (主食費1,500円) (副食費5,500円)
諸行事に係る費用	・アルバム代 ・カリキュラム教材費 ・運動指導実施に係る費用	3・4・5歳児 月額 600円 0・1・2歳児 月額 300円
※その他 会場使用料などに関する費用の一部をその都度実費徴収させていただきます。 ※5月分より0,1歳児アプリ代(乳幼児突然死症候群アプリ代)500円を上記に追加徴収致します。		
遠足代	公共交通機関(電車、バス等)、入館料等を含む	芋ほりバス遠足 2000円 (3、4、5歳児) (令和6年度実績)
スポーツ保険料	独立行政法人 日本スポーツ振興センター	年間 315円
オムツリース代		月額 1歳未満 3,500円 1歳以上 2,500円 (利用希望者のみ)
被服費	カラー帽子(全園児)	カラー帽子 610円 サンガード帽子 1010円
保育物品	名札 130円 連絡帳 乳児400円、幼児600円 健康手帳 305円 氏名印 230円 ※のり170円、クレパス720円、お道具箱600円、粘土ケース320円、粘土460円等の保育物品については当園指定の物はありませんが、必要があれば販売業者を介して購入していただきます。(代用品可) ※令和6年度の実績の金額です。	

2 時間外保育に係る利用者負担

保育短時間認定の方で、保育園の共用時間の範囲内で「保育必要時間申請書」により決定された保育必要時間を超えて、延長保育事業を利用される場合は、当該市町村が定める保育料相当額の他に、延長保育事業の利用料をご負担いただきます。

保育短時間認定に係る時間外保育料 : 30分 150円

※当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付します。